

危険・有害性の調査義務

目次

解説……………203の301 調査義務の内容……………203の301 調査義務の法的性質……………203の302 危険性・有害性の意味……………203の302 工事計画の届出義務の免除…203の302	労働災害防止方法……………203の302 根拠法令・解釈通達……………203の311 調査義務……………203の311 厚生労働大臣の指針……………203の313 行政解釈……………203の338
--	--

解説

調査義務 の内容

労働災害を防止するためには、事業者が自ら事業場における労働災害発生要因を調査してその要因を除去することが最も重要である。このため、平成18年4月1日から改正・施行されている労働安全衛生法28条の2においては、事業者の危険性・有害性等の調査義務が新たに定められている。

労働安全衛生法28条の2（細目の規定は労働安全衛生規則24条の11）に定める事業者の危険性・有害性等の調査義務とは、建設物の設置・移転・変更・解体時、設備・原材料の新規採用・変更時、作業方法・作業手順の新規採用・変更時、建設物・設備・原材料・ガス・蒸気・粉じん・作業行動に起因する危険性又は有害性等の変化時等において、事業者が危険性・有害性等を調査し、その結果に基づいて労働安全衛生法の規定による措置及びその他の労働者の危険・健康障害を防止するために必要な措置を講じるように努めなければならないこととされているものである。

労働者に危険又は健康障害を生じるおそれのある化学物質又は化学物質を含有する製剤その他の物に関しては、すべての業種の事業者はその調査義務がある。しかし、化学物質又は化学物質を含有する製剤その他の物以外に関するこの調査については、製造業・建設業・運送業・電気業・ガス業・通信業・卸売業・小売業・旅館業・自動車整備業・機械修理業等の安全管理者の選任義務のある業種の事業者のみが調査義務を負うこととされている。（☞化学物質の有害性の調査

<p>調査義務 の法的性 質</p>	<p>義務)</p> <p>上記の労働安全衛生法28条の2に定められている事業者の調査義務は、「努めなければならない」という法文の表現で規定されているため、この規定の法的性質はいわゆる努力義務である。したがって、事業者がこの義務に違反しても、事業者には刑事法的効果（罰則の適用）は生じない。しかし、民事法的効果（損害賠償義務）は、安全衛生配慮義務との関係において効果が生じる場合がある。</p> <p>（☞安全衛生配慮義務）</p>
<p>危険性・ 有害性の 意味</p>	<p>上記の調査義務における「危険（性）・有害（性）」とは、「安全・衛生」と関係する労働災害が発生する蓋然性・必然性を意味する。すなわち、「安全」とは「危険」に対する概念として用いられ、「危険」は「有害」とともに労働者が労働の場において接触する物体又は環境とその労働者との関係を表わしているものであり、この相互の関係が危険又は有害な状態にある場合においてはその結果として負傷又は疾病（健康障害）が発生することとなる。</p> <p>この場合において、その物体又は環境による負傷又は疾病の発生が「蓋然性」をもっているときを「危険」であるといい、その物体又は環境による疾病の発生が「必然性」をもっているときを「有害」であるという。このような危険における労働災害発生蓋然性を軽減し、又は除去することによって結果として発生する負傷又は疾病の防止を図ることが「安全」であり、安全基準とは労働安全衛生法等に定める安全に関する法定の基準をいう。一方「衛生」とは労働災害発生蓋然性を軽減し、又は除去することによって結果として発生する疾病の防止を図ることをいう。もっとも、このように安全と衛生とを区別せずに両者を総称して安全と呼称することが俗にある。</p> <p>上記の具体的内容は、例えば、高所の足場上の作業において墜落防止のための手すり等が設けられていない状態を危険といい、手すり、命綱、防網（ネット）等の墜落防止措置を講じることが安全であり、その法定基準が安全基準である。また、例えば、有機溶剤の蒸気が発散している屋内作業場は有機溶剤中毒を発生させる必然性があるため有害であり、その屋内作業場に蒸気を排出させるための局所排気装置を設置することが衛生であり、その法定基準が衛生基準である。</p>
<p>工事計画 の届出義務 の免除 労働災害 防止方法</p>	<p>上記の調査義務に基づく調査を行って所要の措置を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者については、工事計画の届出義務が免除される一労働安全衛生法88条。（☞工事計画の届出義務（計画の届出））</p> <p>上記の調査義務に関連して、危険性・有害性等を排除して、労働災害を防止するための実務的方法については、「労働災害の防止方法」・「交通労働災害の防止」・「労働安全衛生マネジメントシステム」の項目を参照されたい。</p>

根拠法令・解釈通達

調査義務

労働安全衛生法

- 第28条の2** 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。
- 2 厚生労働大臣は、前条第1項及び第3項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

労働安全衛生規則

- 第24条の11** 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。
- 一 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
 - 二 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
 - 三 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- 2 法第28条の2第1項ただし書の厚生労働省令で定める業種は、令（労働安全衛生法施行令を意味する一編注）第2条第1号に掲げる業種及び同条第2号に掲げる業種（製造業を除く。）とする。

解釈通達 第24条の11関係

調査の実施時期（第24条の11第1項関係）

第2号の「設備」には機械、器具が含まれ、「設備、原材料等を新規に採用」することには設備等を設置することが含まれ、「変更」には設備の配置換えが含まれること。

長時間労働者への医師の面接指導

目次

解説	8151	労働者の受診義務	8155
面接指導の意義	8151	記録の作成義務	8155
参照項目	8151	医師からの意見聴取義務	8155
根拠法令・解釈通達	8152	面接指導実施後の措置義務	8156
面接指導の義務・方法	8152	守秘義務	8157
小規模事業場の暫定除外	8153	対象外の労働者への配慮	8157
産業医等の職務	8154		

解説

面接指導 の意義

労働者が長時間労働に従事すると、脳・心臓疾患等にかかりやすく、さらに、過労死・過労自殺に至る場合もある。このような事態を防止し、長時間労働に従事し疲労が蓄積している労働者の健康を保持するためには、健康診断の検査結果を検討するのみでは不十分となる。

このため、平成18年4月1日から改正・施行されている労働安全衛生法66条の8において、長時間労働による疲労が生じ自らが申し出た労働者に対して、事業者が医師による面接指導をその労働者に行うことが義務付けられている。

事業者が上記の義務に反した場合は、罰則の定めはないが、事業者が安全衛生配慮義務違反として損害賠償義務を負うことがある。

参照項目

上記の医師による面接指導に関しては、本書の次の各項目にも関連するため、次の各項目を参照されたい。

- 健康診断
- 労働時間法制
- 安全衛生配慮義務

根拠法令・解釈通達

面接指導
の義務・
方法

労働安全衛生法

第66条の8（抄） 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ）を行わなければならない。

解釈通達 第66条の8関係

第1項関係

- (ア) 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）の発症が長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、これら疾病の発症を予防するため、医師による面接指導を実施すべきこととしたものであること。また、労災認定された自殺事案をみると長時間労働であった者が多いことから、面接指導の実施の際には、うつ病等のストレスが関係する精神疾患等の発症を予防するためにメンタルヘルス面にも配慮すること。
- (イ) 面接指導を実施する医師としては、産業医、産業医の要件を備えた医師等労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師が望ましいこと。
- (ウ) 面接指導の費用については、法で事業者面接指導の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであること。
- (エ) 面接指導を受けるのに要した時間に係る賃金の支払いについては、当然には事業者の負担すべきものではなく、労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、面接指導を受けるのに要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいこと。
- (オ) 派遣労働者に対する面接指導については、派遣元事業主に実施義務が課せられるものであること。なお、派遣労働者の労働時間については、実際の派遣就業した日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第42条第3項に基づき派遣先が派遣元事業主に通知することとなっており、面接指導が

医師から
の意見聴
取義務

解釈通達 第66条の8関係

第4項関係

- (ア) 医師の意見聴取については、面接指導を実施した医師から、面接指導の結果報告に併せて意見を聴取することが適当であること。なお、地域産業保健センターの医師により面接指導を実施した場合は、事業者は当該医師から意見を聴取すること。
- (イ) 面接指導を実施した医師が、当該面接指導を受けた労働者の所属する事業場で選任されている産業医でない場合には、面接指導を実施した医師からの意見聴取と併せて、当該事業場で選任されている産業医の意見を聴取することも考えられること。
(平18.2.24基発 0224003)

労働安全衛生規則

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

第52条の7 面接指導の結果に基づく法第66条の8第4項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後（法第66条の8第2項ただし書の場合にあっては、当該労働者が面接指導の結果を証明する書面を事業者に提出した後）、遅滞なく行わなければならない。

面接指導
実施後の
措置義務

労働安全衛生法

第66条の8（抄）

5 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

解釈通達 第66条の8関係

第5項関係

- (ア) 面接指導実施後の措置の例として、医師の意見の衛生委員会等又は労働時間等設定改善委員会への報告を規定した趣旨は、Iの5と同様であること。
- また、衛生委員会等又は労働時間等設定改善委員会への医師の意見の報告に当たっては、医師からの意見は個人が特定できないように集約・加工するなど労働者のプライバシーに適正な配慮を行うことが必要であること。
- (イ) 特にメンタルヘルス不調に関し、面接指導を受けた結果として、事業者が労働者に対して不利益な取扱いをすることがあってはならないこと。